

参考資料

平成30年2月27日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会資料

(平成30年2月23日付託分)

附 属 資 料

安全防災局

## 目 次

ページ

1	神奈川県消防法関係手数料条例 新旧対照表.....	1
2	神奈川県火薬類取締法関係手数料条例 新旧対照表.....	3
3	神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例 新旧対照表.....	4
4	神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例 新旧対照表.....	6

1 神奈川県消防法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第4号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～5（略）	（略）	（略）	1～5（略）	（略）	（略）
6 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状交付手数料	2,900円	6 法第13条の2第3項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付	危険物取扱者免状交付手数料	2,800円
7（略）	（略）	（略）	7（略）	（略）	（略）
8 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	1,900円	8 危険物の規制に関する政令第35条第1項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	1,800円
9 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 6,500円	9 法第13条の3第3項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	(1) 甲種危険物取扱者試験 5,000円
		(2) 乙種危険物取扱者試験 4,500円			(2) 乙種危険物取扱者試験 3,400円
		(3) 丙種危険物取扱者試験 3,600円			(3) 丙種危険物取扱者試験 2,700円
10・11（略）	（略）	（略）	10・11（略）	（略）	（略）
12 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	2,900円	12 法第17条の7第1項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	2,800円
13（略）	（略）	（略）	13（略）	（略）	（略）
14 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	1,900円	14 消防法施行令第36条の6第1項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	1,800円

改 正				現 行						
15	法第17条 の8第3項 の規定に基 づく消防設 備士試験の 実施	消防設備士 試験手数料	(1) 甲種 消防設 備士試 験  (2) 乙種 消防設 備士試 験	5,700円	15	法第17条 の8第3項 の規定に基 づく消防設 備士試験の 実施	消防設備士 試験手数料	(1) 甲種 消防設 備士試 験  (2) 乙種 消防設 備士試 験	5,000円	3,400円
16	(略)	(略)	(略)		16	(略)	(略)	(略)		

2 神奈川県火薬類取締法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第5号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～8（略）			1～8（略）		
9 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書の交付手数料	2,100円	9 法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書の交付手数料	2,400円
10～15（略）			10～15（略）		

3 神奈川県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第6号）新旧対照表

改正			現行		
第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第5条（略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～16（略）			1～16（略）		
17 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査又は政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査	高圧ガス容器検査又は再検査の手数料	(1) (略) (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は天然ガス自動車装置用容器(1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ(略) エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 オ (略) (3) 高強度鋼容器(1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、そ	17 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項に規定する容器検査又は政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査	高圧ガス容器検査又は再検査の手数料	(1) (略) (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は天然ガス自動車装置用容器(1)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～ウ(略) エ 内容積1リットル以上5リットル未満の容器 オ (略) (3) 高強度鋼容器(1)又は(2)に規定する容器を除く。)に係る容器検査又は容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、そ
		1個につき 160円			1個につき 180円

改 正		現 行	
	<p>れぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容 1個につき 積 30 リットル以上 の容器</p> <p>イ 内容 1個につき 積 5 リットル以上 30 リットル未満 の容器</p> <p>ウ・エ(略)</p> <p>(4) その他 の容器に係る 容器検査又は 容器再検査</p> <p>次に掲げる容器 の区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額</p> <p>ア～カ(略)</p> <p>キ 内容 1個につき 積 1 リットル 未満の容器</p>		<p>れぞれ次に定める金額</p> <p>ア 内容 1個につき 積 30 リットル以上 の容器</p> <p>イ 内容 1個につき 積 5 リットル以上 30 リットル未満 の容器</p> <p>ウ・エ(略)</p> <p>(4) その他 の容器に係る 容器検査又は 容器再検査</p> <p>次に掲げる容器 の区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額</p> <p>ア～カ(略)</p> <p>キ 内容 1個につき 積 1 リットル 未満の容器</p>
18～20 (略)		18～20 (略)	

4 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改 正			現 行		
第1条～第4条（略） 別表（第2条関係）			第1条～第4条（略） 別表（第2条関係）		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～12（略）			1～12（略）		
13 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	1万7,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額	13 法第37条の4第3項において準用する法第37条の2第1項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査	充てん設備変更許可申請手数料	1万9,000円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た金額
14～20（略）			14～20（略）		